

融資制度の手続について

資材共同購買用

《県、宮崎市・串間市発注工事限定》

宮崎県建設事業協同組合

〒880-0805

宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp> E-mail info@mk-net.or.jp

【目次】

目次	・・・・・・・・ 1
建設工事資金融資制度のご案内	・・・・・・・・ 2
融資制度利用の際の全体的な流れ	・・・・・・・・ 4
借入申込の際にご準備いただく書類	
a. 宮崎県、宮崎市、串間市発注工事	・・・・・・・・ 5
書類記入例	
1. 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡契約証書	・・・・・・・・ 資料 1
2. 請負工事代金債権譲渡契約書及び請負工事代金債権譲渡変更契約書	・・・・・・・・ 資料 2
3. 借入申込書	
a. 県・宮崎市・串間市発注工事	・・・・・・・・ 資料 3
4. 借入申込書（資材代金）	
a. 県・宮崎市・串間市発注工事	・・・・・・・・ 資料 3 の 1
5. 工事履行報告書	・・・・・・・・ 資料 4
6. 工事出来高確認申請書	・・・・・・・・ 資料 4 の 1
7. 支払状況・支払計画書	・・・・・・・・ 資料 9
8. 約束手形	・・・・・・・・ 資料 10
9. 金銭消費貸借契約書	・・・・・・・・ 資料 11
10. 工事請負代金請求書	・・・・・・・・ 資料 12
11. 受益の意思表示	・・・・・・・・ 資料 13

建設工事資金融資制度のご案内

1. 制度の概要

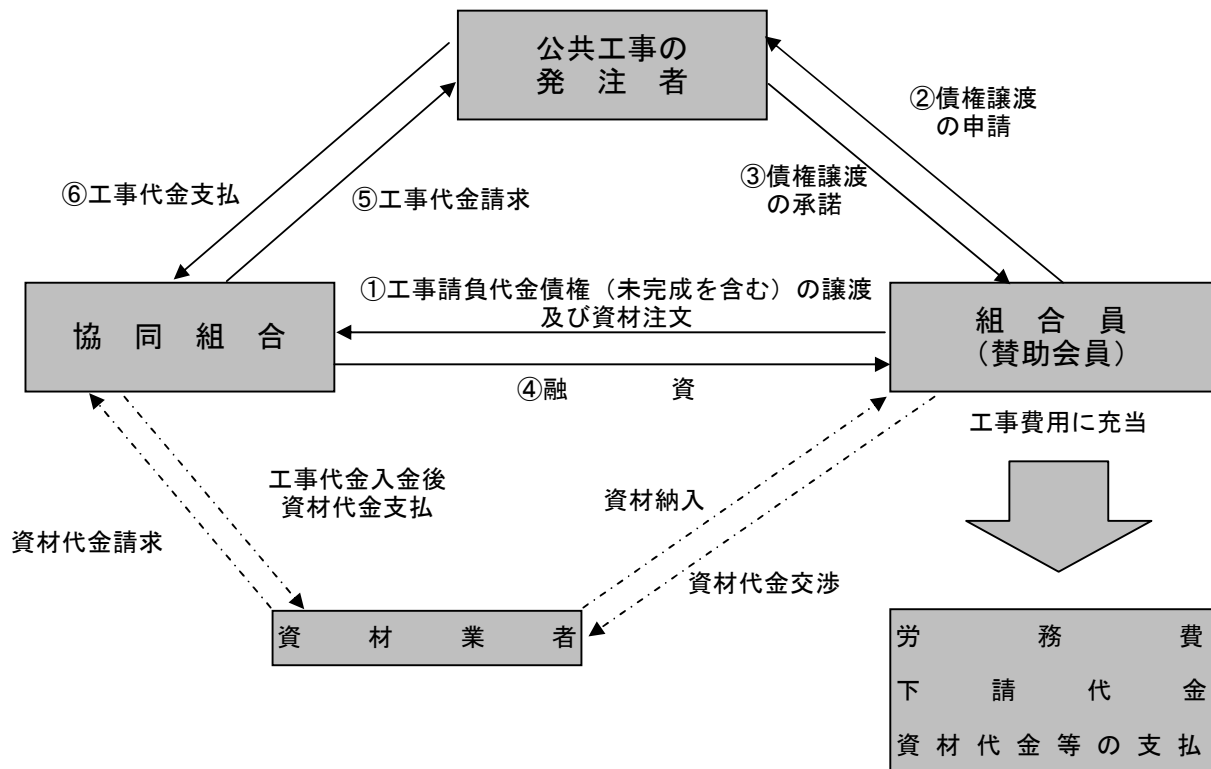
公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等（賛助会員を含）が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

また、共同購買事業を活用することにより、資材の導入計画、施工管理をよりスムーズにすすめられ、資金繰りの改善、経営力等の強化を図れます。

2. 共同購買事業が利用できる融資対象となる工事

宮崎県・宮崎市・串間市の発注した公共工事

3. 基本的な仕組み



※上記2以外の発注者では、資材の共同購買はご利用できません。

4. 制度利用者のメリット

早い!

借入申込後、2～3日以内で貸し付けが受けられます。

便利!

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。

特に県、宮崎市、串間市、発注工事は「工事履行報告書及び工事出来高確認申請書」を提出していただくだけで保証人は必要ありません。

工事出来高の範囲内であれば、必要な額(必要な資材)を何度でも借入できます。

共同購買事業により資材調達ができます!《県、宮崎市・串間市発注工事限定》

組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》

資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。

《上記以外の発注者工事では、共同購買事業はご利用できません。》

経審の評点アップ!

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

5. 貸付金額

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。(部分払金も含まれます)

但し、前払金を受け取った場合は、出来高率60%以上必要。

違約金は、請負金額の10%

前払金を受け取らない場合は、出来高率20%以上必要。

- **組合員** は貸付け金額に応じ、貸付金利 **年2.2%～2.85%**です。
 - ※ 事務手数料、0.07%～0.15%が加算されます。
 - ※ 金利は、金融情勢により変動します。
- **賛助会員** は貸付け金額に応じ、貸付金利 **年2.7%～3.35%**です。
 - ※ 事務手数料、0.07%～0.15%が加算されます。
 - ※ 金利は、金融情勢により変動します。

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,000万円、前払金400万円、出来高率80%で借入の場合

- 債権譲渡額 = 600万円 (1,000万円 - 400万円)
- 貸付金額 = 270万円 (1,000万円 × 80% - 400万円 - 100万円) × 90%
- 当該工事が完成した場合
 - (1) 発注者から協同組合へ工事代金600万円が支払われます。
(1,000万円《請負金額》 - 400万円《前払金》)
 - (2) 協同組合は資材代金を資材業者へ支払い。
 - (3) 協同組合は貸付金270万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。
(資材供給をした時は、貸付金 + 資材代金を清算し、残金を返還します。)

制度利用の全体的な流れ

【契約・融資実行】



関係書類等の作成 ※組合へあらかじめご希望の融資金額及び融資実行日をご連絡ください。

承諾後、組合へ1部提出

書類名	県	宮崎市、串間市
1. 債権譲渡承諾依頼書	資料1-①	資料1-①
2. 債権譲渡契約証書	資料1-②-①、②-②	資料1-②-①、②-②
3. 借入申込書	資料3	資料3
4. 借入申込書（資材代金）	資料3-①	資料3-①
5. 工事履行報告書	資料4	
6. 出来高確認申請書		資料4の1
7. 支払状況・支払計画書	資料9	資料9
8. 約束手形	資料10-①	資料10-①
9. 金銭消費貸借契約書	資料11	資料11
10. 請求書	資料12	資料12
11. 受益の意思表示	資料13	資料13

※3-①の借入申込書（資材代金）、11の受益の意思表示は、資材共同購買事業利用時のみ必要。

組合員は所属地区協会にて関係書類等（出来高）の確認
 注）賛助会員は当組合にて関係書類等（出来高）の確認

借入申込書および添付書類を組合へ持参もしくは郵送（発送）

組合より融資を受ける
 （資材業者へ資材の注文）

請負金額の増減が生じたら、速やかに契約書の控え（写し）を協同組合に提出してください。

【工事完成】

発注者へ『工事請負代金請求書』（資料11）を提出

発注者より組合へ工事金入金

組合より精算残金の支払い
 （資材業者へ支払い）

借入申込の際にご準備いただく書類（県、宮崎市、串間市発注工事）

1. 工事請負契約書（変更契約書）

契約書の写しをご提出下さい。2回目以降の申込時には不要です。

2. 債権譲渡契約証書・・・資料1-②-①、1-②-②

発注者へ、証書（写し）×1部（原本は組合控1部、元請業者控1部）を提出し、
発注者の承諾後に、1部（原本）を、組合へご提出下さい。2回目以降の借入申込時には不要です。

3. 債権譲渡承諾依頼書・・・資料1-①

発注者へ、3部（発注者控1部、組合控1部、元請業者控1部）を提出してください。
発注者の承諾後に、1部（原本）を、組合へご提出下さい。2回目以降の借入申込時には不要です。

（但し、請負金額に増減が生じた場合には、その都度、工事契約書の写しを組合へご提出ください。 ※発注者への、債権譲渡変更承諾申請書は必要ありません。）

4. 借入申込書・・・資料3 ご記入の上、ご提出下さい。

5. 借入申込書（資材代金）・・・資料3-① ご記入の上、ご提出下さい。

工事請負契約約款第11条（履行報告）に基づくものです。県発注工事は工事履行報告書、

6. 工事履行報告書・・・資料4

県発注工事。発注者が確認印を押印したものを提出下さい。

7. 工事出来高確認申請書・・・資料4の1

宮崎市、串間市発注工事。発注者が確認印を押印したものを提出下さい。

8. 支払状況・支払計画書・・・資料9

主要な下請・資材の支払状況計画をご記入の上ご提出下さい。借入金の用途明細書では
ございません。但し、共同購買で資材供給を受ける方は、必ずその資材を明記して下さい。
2回目以降の申込時には不要です。

9. 約束手形・・・資料10-① 御社の座版、印鑑をご捺印の上、ご提出下さい。

10. 金銭消費貸借契約書・・・資料11 御社の座版、印鑑をご捺印の上、ご提出下さい。

11. 印鑑証明書 発行日から3ヵ月以内のものをご提出下さい。

債権譲渡していますので、組合名（組合印）の請求書で発注者に請求します。

12. 請求書（工事完成後の工事代金の請求）・・・資料12

発注者から組合へ工事代金が支払われると、組合は、貸付金、資材代金を精算した残額を
銀行振込にてお支払いたします。

※ 工事請負代金請求用紙は、組合所定の用紙をご使用願います。

（但し、所定の用紙がある場合は、組合にご送付くだされば、組合名（組合印）を押印して、ご返送いたします。）

特記事項

- 組合員は、借入申込書を所属される地区支部長（地区協会長）の承認（下段の確認印）を得た上で、ご提出下さい。
- 賛助会員は、借入申込書及び関係書類等を直接当組合へ持参及び郵送してください。
賛助会員費は、年間1万円になります。（融資制度利用時年のみ会費発生）
別途、賛助会員申込の手続きを必ずおこなってください。
- 資材の共同購買事業利用時は、必ず、資料13の借入申込書（資材代金）に
必要事項を明記のうえ、ご提出下さい。

捨印

債権譲渡承諾依頼書

発注者への提出予定日を明記

平成 年 月 日

発注者名を明記

殿

請負者

(譲渡人) 甲 住所 氏名

建設業者名を明記 (座版可)

実印

(譲受人) 乙 住所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目9番19号

氏名 宮崎県建設事業協同組合 代表理事 氏名を明記

実印

証書(資料1-②-②)の契約の日付を明記

譲渡人(以下「甲」という。)と宮崎県建設事業協同組合(以下「乙」という。)の間で締結した平成 年 月 日付け債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する

下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、(工事請負契約約款(以下「約款」という。))第5条第1項ただし書に規定する承諾をいただきますようお願いいたします。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金融資又は当該工事の施工に必要な建設資材供給を行うとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、約款第44条に規定する瑕疵担保責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は約款第34条に規定する前金払、中間前金払及び約款第37条に規定する部分払は、貴殿による御承諾以降は請求しません。

記

1 工事名

工事名を明記

2 工事場所

工事場所を明記

3 工期

自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

工期を明記

4 (1)請負代金額

金 金額明記 円

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

-(2)前払金額

金 金額明記 円

-(3)中間前払金額

及び部分払金額

金 円

発注者への提出予定日を明記

証書(資料1-②-①)の同項目と同一日

(4)債権譲渡額

金 金額明記 円

(平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

発注者記入 発番を明記

文書番号

平成 年 月 日

殿

発注者記入 日付明記

[甲] 建設業者名を明記

[乙] 宮崎県建設事業協同組合 代表理事 氏名を明記

殿

※宮崎県と各市では書式が異なります

資料1-①

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、(工事請負契約約款(以下「約款」という。))第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって約款第44条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、甲及び乙は約款第34条に規定する前金払、中間前金払及び約款第37条に規定する部分払は、本承諾以降は請求できないものとします。

記

発注者約款名を明記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合にあっては、約款第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とし、本件工事請負契約が解除された場合にあっては、約款第49条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金、乙が甲に対して供給する資材代金債権及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

3 甲及び乙は、譲渡債権について他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

(発注者)

発注者記入 座版押印

印

確定日付欄

平成 年 月 日

発注者記入 日付明記

捨印

200円印紙
貼付後割印

収入
印紙

※宮崎県と各市では書式が異なります

資料1-②-①

債権譲渡契約証書

建設業者名を明記

(以下「甲」という。)と宮崎県建設事業協同組合(以下「乙」という。)とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

証書(資料1-②-②)の契約の日付を明記

第1条(譲渡債権)

甲と発注者(以下「丙」という。)との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約(以下「本件工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権(以下「譲渡債権」という。)を平成 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

発注者と契約した日を明記

- | | | | | |
|--------------------|----------|------|-----------------|------------------|
| (1) 工事名 | 平成 年 月 日 | | | 工事名を明記 |
| (2) 工事場所 | 平成 年 月 日 | | | 工事場所を明記 |
| (3) 契約日 | 平成 | 年 | 月 日 | 発注者と契約した日を明記 |
| (4) 工期 | 平成 | 年 | 月 日から平成 年 月 日まで | 工期を明記 |
| (5) 請負代金額 | 金 | 金額明記 | | 円 |
| (6) 既受領金額 | 金 | 金額明記 | | 円 |
| (7) 債権譲渡額((5)-(6)) | 金 | 金額明記 | | 円(平成 年 月 日現在見込額) |

発注者への提出予定日を明記

承諾依頼書(資料1-①)の同項目と同一日

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款(以下「約款」という。)第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、契約が解除された場合においては、約款第49条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条(担保責任)

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第3条(禁止事項)

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第4条(被担保債権)

債権譲渡は、将来甲乙間で本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために締結する金銭消費貸借契約に基づいて乙が甲に対して取得する債権及び乙が甲に対して供給する資材代金債権(以下「乙の貸金債権等」という。)を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権(以下「下請債権」という)を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

2 前項の下請負人とは、甲が、本件請負工事を履行するために使用する工事業者(法人、個人を問わない)または資材納入業者(法人、個人を問わない)で、第9条にしたがって受益の意思表示をした者をいう。

第5条(被担保債権の優劣)

被担保債権の中に乙の貸金債権等と下請債権とがあるときには乙の貸金債権等が優先し、下請負人は、乙の貸金債権等の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

第6条(譲渡債権の請求)

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行ない、下請負人は丙に対して直接支払を求めることができない。

第7条(弁済の充当等)

乙が前条により受領した金銭について、乙の貸金債権等への弁済の充当並びに下請負人への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権等への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。

発注者約款名を明記

事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金銭については、乙の貸金債権等への弁済の充当並びに下請負人への支払は乙の計算において行う。この場合、下請人に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

4 前項各号のいずれかに該当する場合において、弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権等への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

5 乙の貸金債権等への弁済の充当並びに下請負人へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。なお、残額があるときは、乙は甲に、その残額を引き渡さなければならない。

捨印

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（受益の意思表示）

工期末日を明記

下請負人は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、平成 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第4条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

3 第7条第2項の場合、乙が甲に対して乙の貸金債権等への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙に対して下請債権の請求をすることはできない。

第10条（説明請求）

下請負人は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第11条（合意解約の禁止）

甲と乙とは、下請負人が第9条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

第12条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

組合へ提出する日を明記

平成 年 月 日

債権譲渡人（甲）

建設業者名を明記（座版可）

実印

債権譲受人（乙） 宮崎県宮崎市橋通東2丁目9番19号

宮崎県建設事業協同組合

代表理事

氏名を明記

実印

借入申込書

平成 年 月 日

宮崎県建設事業協同組合 御中

申込者	
住 所	宮崎市橘通西2丁目1番11号
商号又は名称	宮崎建設 株式会社
代表者名	代表取締役 宮崎 一郎
連絡先	電話 0985 (22) 2111 担当者 宮崎

印

関係書類を添付の上、下記の通り出来高による借入を申し込みます。

申込金額				円	借入希望日	平成 22 年 4 月 1 日		
					返済予定日	平成 22 年 5 月 30 日		
借入金 振込先	宮崎 銀行 宮崎 支店		1.普通	口座番号	1111351			
			2.当座	口座名義	宮崎建設 株式会社			
借入に係る 債権 譲渡 契約 内容	発注者	宮崎土木事務所長 鈴木 太郎						
	工事名	平成21年度 第1号河川災害復旧工事						
	工事場所	宮崎 (市) 郡 青葉 (町) 村						
	工期	着工 平成 22 年 1 月 10 日 完成 平成 22 年 4 月 30 日						
	請負金額	¥ 10,000,000						
	受領済額	前払	¥ 4,000,000		中間・部分払	¥		
	譲渡金額	¥ 6,000,000						

※借入申込の際は、地区審議委員の承認が必要です。

添付書類	部数		摘要
	原本	写	
1. 工事請負契約書 (変更契約書)		1	
2. 債権譲渡承諾依頼書	1		所定のもの
3. 債権譲渡契約証書	1		所定のもの
4. (県)工事履行報告書、(宮崎市、串間市)工事出来高確認申請書	1		裏面参照
5. 支払状況・支払計画書	1		所定のもの
6. 約束手形	1		所定のもの
7. 金銭消費貸借契約書	1		所定のもの
8. 印鑑証明書	1		発行日から3ヶ月以内のもの

工事出来高	書類確認	利用者コード		受付日	平成 年 月 日		
		譲渡受付簿No.		精算日	平成 年 月 日		
%	検印	新規・第	回	番号	貸No.		

決 済 欄				
理事長		局 長	担 当	

支 部 長 印	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 各地区 会長印 </div>
確 認 印	

借入申込書 (資材代金)

平成 年 月 日

宮崎県建設事業協同組合 御中

申込者

住 所 宮崎市橘通西2丁目1番11号

商号又は名称 宮崎建設 株式会社

代表者名 代表取締役 宮崎 一郎

連絡先 電話 0985 (2℥) 2111)

担当者 宮崎

印

関係書類を添付の上、下記の通り出来高による借入を申し込みます。

資材代金 申込金額		円	資材納入日	平成 22年 4月 1日
			返済予定日	平成 22年 7月 31日
工事代金 振込先	銀行 支店 宮崎 宮崎	1.普通 口座番号 1111351	2.当座 口座名義 宮崎建設 株式会社	
借入に係る 譲渡契約 内容	発注者	宮崎土木事務所長 鈴木 太郎		
	工事名	平成21年度 第1号河川災害復旧工事		
	工事場所	宮崎 (市) 郡 青葉 (町) 村 1丁目		
	工期	着工 平成 22年 4月 1日 完成 平成 22年 7月 31日		
	請負金額	¥ 20,000,000		
	受領済額	前払 ¥ 8,000,000	中間・部分払	¥
譲渡金額	¥ 12,000,000			

※借入申込の際は、地区審議委員の承認が必要です。

資材購入明細書 (資材注文書等の写しをご提出下さい。)

納入業者名	品目	規格・形状	数量	単位	単価	金額
ミヤザキ二次製品	MK側溝2種300AT25	300*300*2000	100	本	10,000	1,000,000
鉄筋	異形棒鋼 SD345	D10	50	kg	6,000	300,000
						0
						0
						0
						0
						0

工事出来高	書類確認	利用者コード	受付日	平成 年 月 日
%	検印	譲渡受付簿No.	精算日	平成 年 月 日
		新規・第 回	番号	貸No.

決 済 欄

理事長		局長		担当	
-----	--	----	--	----	--

支 部 長 印
確 認 印

資料 4 【履行報告書に発注者の確認印があるもの】

(請負人)

宮崎市橋通西 2 丁目 1 - 1 1
 有限会社 宮崎建設
 代表取締役 宮崎 一郎

工事履行報告書

工 事 名	平成 2 1 年度 第 1 号河川災害復旧工事		
工 期	平成 2 2 年 1 月 1 0 日～平成 2 2 年 4 月 3 0 日		
日 付	平成 2 2 年 3 月 3 1 日 (3 月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考
平成 2 2 年 1 月	5	0	
平成 2 2 年 2 月	3 0	3 3	
平成 2 2 年 3 月	7 0	7 7	
平成 2 2 年 4 月	1 0 0		
(記事欄)			
了			

上記の通り、相違ないことを確認する。
 平成 2 2 年 3 月 3 1 日
 宮崎土木事務所
 所長 土木 太郎

印

総 括 監督員	主 任 監督員
丁	丙

現 場 代理人	主任(監理) 技術者
乙	甲

平成 年 月 日

下請セーフティネット債務保証事業に係る
工事出来高確認申請書

課長 課 殿

(請負人) 住所
氏名

印

下請セーフティネット債務保証事業で宮崎県建設事業協同組合から融資を受けるにあたり、次の工事の出来高確認をいただきますよう申請します。

業者記入項目

工 事 名										
工 事 場 所										
工 期										
契 約 金 額	+	億	千	百	+	万	千	百	+	円

発注者記入項目

工事出来高確認書

現在出来高	百位	1										%
	十位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	
	一位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	

出来高 _____ % (平成 年 月 日) 現在

上記のとおり相違ないことを確認する

担当技師: _____

平成 年 月 日

_____ 課 課長 印

記入例

支払状況・支払計画書

(No.)

宮崎県建設事業協同組合 殿

平成12年 6月 1日

発注者名	宮崎県
工事名	第一号00道路改良工事
契約金額	23,000,000 円

(申込者) 宮崎建設株式会社
宮崎太郎 印

工事代金支払項目 下請け工種又は資材名	全所要数量 全所要金額	支払済み		支払予定額	支払先	
		月日	金額		月旬	(名称/所在地/電話)
① 下請代金	一式	5/10	2,000	3,000	8/中	大淀建設(株)
土木工事	5,000					宮崎 (市) 町・村
①	一式			1,000	6/下	橋開発(有)
型枠工事	2,000			1,000	7/下	宮崎 (市) 町・村
1	270 m ²			3,000	9/下	東西事業協同組合
生コンクリート	3,000					佐土原 (市) 町・村
1	一式 (L型)			1,500	9/下	南北コンクリートブロック(株)
コンクリート二次製品	1,500					高岡 (市) 町・村
1	ガードレール他			700	10/上	
その他	1,000	5/20	300			
合計又は次業繰越高			2,300			

該当する番号に○をつけて下さい。

(ご注意)
支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。
上旬：1～10日、中旬：11～20日、下旬：21～月末

①県・宮崎市・串間市発注工事

No. _____	約束手形	貸 No. _____
収 入 印 紙	宮崎県建設事業協同組合 殿	支払期日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	金額 _____	支払地 宮 崎 市
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日		支払場所 宮崎県建設事業協同組合
宮崎市橘通西2丁目1番11号		振出地 _____
有限会社 宮崎建設		_____
代表取締役 宮崎 一郎		_____
_____		_____
_____		_____

会社印

(様式5)

◆金銭消費貸借契約書◆

宮崎県建設事業協同組合（以下、甲という）と□□□□株式会社（以下、乙という）とは、次のとおり、金銭消費貸借契約を締結した。

第1条（借入れ金額と条件）（例示）

甲は乙に対して、平成〇〇年〇〇月〇〇日、金□□□□□□円を、以下の条件で貸し渡し、乙はこれを借受けて受け取った。

- (1) 資金用途 ○〇〇〇〇〇〇〇
- (2) 借入金額 金□□□□□□円
- (3) 弁済期 平成〇〇年〇〇月〇〇日、期日一括返済
- (4) 利率及び利息支払方法 利率は、年□□□%とし、利息の支払いは、借入日に、借入日から返済期日に至るまでの分を前払とし、借入金額から天引きの方法で支払う。

第2条（繰上返済）

乙は、返済期日が到来する以前に、借入金額の全部または一部を返済することができる。
2. 前項の返済金額が、乙の債務の全部を消滅させるに足りないときには、甲は甲が適当と認める順序方法により充当することができる。

第3条（期限の利益の喪失）

乙について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、乙は甲から通知催告等がなくても甲に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- (1) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 仮差押、差押または滞納処分を受けたとき。
2. 次の各場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。
- (1) 乙が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) 乙が、第5条に定める担保の提供をしないとき、若しくは別に定めた債権譲渡契約に違反したとき。
 - (3) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第4条（遅延損害金）

乙が期限の利益を喪失したときには、借入日から支払済に至るまで、支払うべきその金額に対して、貸付実行金利に年2%の金利を上乗せした額を支払うものとする。

第5条（担保）

この契約に基づいて甲が乙に対して取得する債権の担保は、甲乙間で平成〇〇年〇〇月〇〇日付け別途締結の債権譲渡契約に係る工事請負代金債権とする。

2. 甲がさらに担保を必要と判断して請求したときは、乙は、甲に対して、直ちに甲の承認する担保を差し入れる。

第6条（報告義務）

乙の住所や代表者の変更があった場合、乙の経営に関して重大な変化があった場合等においては、乙は甲に対して速やかに報告するものとする。甲が乙に対して、報告を求めた場合も同様とする。

第7条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

貸主（甲） 住所 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9番19号
宮崎県建設事業協同組合
代表理事 ○〇 ○〇 印

借主（乙） 住所 □□□□□□□□□□
□□□□□株式会社
代表取締役 □□ □□ 印

印

口座振替申出表示	
金融機関の名称	宮崎銀行県庁支店
預金の種類	当座預金
口座番号	No.2001287
口座名義	宮崎県建設事業協同組合

様式第12号(約款第32条関係)

工事請負代金請求書

請求金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	6	0	0	0	0	0	0
工事名	平成21年度 第1号河川災害復旧工事									
工事場所	宮崎市青葉町									
工期	自 平成 22 年 1 月 10 日 至 平成 22 年 4 月 30 日									
引渡日	平成 年 月 日									
請負代金額	一金 10,000,000 円									
内 訳	前払金	一金 4,000,000 円				部分払金受領済額内訳				
	中間前払金	一金 円				回数	金額			
	部分払金	一金 円				第1回	一金 円			
	損害賠償責任額	一金 円				第2回	一金 円			
	その他の金額	一金 円				第3回	一金 円			
	差引金額	一金 6,000,000 円								

上記工事の完成検査及び引渡しを終了しましたので、請負代金を請求します。

平成 18 年 1 月 31 日

債権譲受者 住所
商号又は名称
代表者氏名

宮崎市橘通東2丁目9番19号
宮崎県建設事業協同組合
理事長 ひむか 一郎

印

請負者 住所
商号又は名称
代表者氏名

宮崎市橘通西2丁目1番11号
有限会社 宮崎建設
代表取締役 宮崎 一郎

宮崎土木事務所長 土木 太郎 殿

資料13

(様式6)

◆下請負人の受益の意思表示◆

(資材業者用)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(乙)

宮崎県建設事業協同組合 御中

資材業者

(甲) 住所

□□□□□有限公司

代表取締役 □□ □□

印

建設企業

(丙) 住所

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

印

- 1 □□□□□有限公司(以下、甲という)は、宮崎県建設事業協同組合(以下、乙という)と□□□□□株式会社(以下、丙という)との間で平成〇〇年〇〇月〇〇日に締結された債権譲渡契約(以下、単に債権譲渡契約という)について、同契約書の各条項を承認したうえで、同契約書第9条第1項に規定する受益の意思表示をします。この場合、譲渡債権によって担保される甲の丙に対する債権は、下記のとおりです。

なお、甲と丙とは、後記記載の各条項を遵守します。

証書(資料1-②-②)の契約の日付を明記

発注者名

記

(被担保債権の表示)

発注者と契約した日を明記

丙が□□□□との間で平成〇〇年〇〇月〇〇日に締結した工事請負契約を履行するため、甲が納入する資材について、甲が丙に対して現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の資材代金についての売掛代金債権

(下請工事の内容と納入する資材の表示)

工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇
工事場所	〇〇〇〇〇〇〇〇
工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
納入予定の資材	〇〇〇〇〇〇〇〇
受注金額	金□□□□□□□円

- 2 乙が、債権譲渡契約の各条項に基づいて行う、乙の債権への弁済の充当並びに乙による甲に対する前記売掛代金債権についての支払に関しては一切異議なくこれに従います。

—遵守事項—

- 1 甲は資材納入の受注の内容について、乙に対して、遅滞なく通知すること。新たに丙と契約を締結したときにも、同様とする。
- 2 乙が、甲への支払手続きにつき、甲又は丙の協力を必要とする場合は、甲又は丙は直ちに乙に協力すること。なお、この場合必要となる費用については甲又は丙が負担すること。
- 3 甲と丙とは、乙の甲への支払手続きを容易ならしめるため、契約を書面で行う等、甲と丙との債権債務関係を明確にするよう努めること。